

第76号議案

あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のように定める。

平成24年12月3日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

あしや市民活動センターの移転に伴い、施設の位置を改めるとともに、使用料を定
めるため、この条例を制定しようとするもの。

あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例（平成21年芦屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「精道町5番11号」を「公光町5番8号」に改める。

第5条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第5条の次に次の1条を加える。

(使用の制限)

第5条の2 市長は、活動センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、活動センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物、設備、機器その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利行為を目的とするとき。
- (4) 活動センター設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

第6条第2項中「使用中に」を削り、設備の次に「、機器」を加える。

第7条中「退去を命ずる」を「退館を命じる」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 第5条の2各号のいずれかに該当したとき。

第8条の見出し中「転貸」を「転貸等」に改める。

第12条第3項中「第5条」の次に「, 第5条の2」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

施設使用料金表

室名	広さ	収容人員	施設使用料金		
			午前10時～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時
会議室A	17m ²	12人	400円	400円	400円
会議室B	17m ²	12人	400円	400円	400円
会議室C	50m ²	32人(50人)	1,100円	1,100円	1,100円
会議室D	46m ²	28人(48人)	1,000円	1,000円	1,000円

備考

- 1 第4条第3項の規定により, 午前10時以前又は午後5時以後に活動センターを使用する場合の使用1時間までごとの使用料は, 午前10時以前の使用にあつては午前10時から正午までの区分の使用料の額に, 午後5時以後の使用にあつては午後3時から午後5時までの区分の使用料の額に, それぞれ2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 収容人員の欄の()書は, 最大収容人員とする。

附 則

この条例は, 公布の日から起算して130日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

参 照

あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

あしや市民活動センターの移転に伴い、施設の位置を改めるとともに、使用料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 位置（第2条関係）

あしや市民活動センターの位置を芦屋市公光町5番8号とする。

(2) 施設の使用料（別表関係）

使用料を次のとおり定める。

室名	広さ	収容人員	施設使用料金		
			午前10時～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時
会議室A	17㎡	12人	400円	400円	400円
会議室B	17㎡	12人	400円	400円	400円
会議室C	50㎡	32人(50人)	1,100円	1,100円	1,100円
会議室D	46㎡	28人(48人)	1,000円	1,000円	1,000円

備考

- 午前10時以前又は午後5時以後に活動センターを使用する場合の使用1時間までごとの使用料は、午前10時以前の使用にあつては午前10時から正午までの区分の使用料の額に、午後5時以後の使用にあつては午後3時から午後5時までの区分の使用料の額に、それぞれ2分の1を乗じて得た額とする。
- 収容人員の欄の（ ）書は、最大収容人員とする。

(3) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から起算して130日を超えない範囲内において規則で定める日